

3年保存

基 監 発第 0908002 号

基賃時発第 0908001 号

平成 17 年 9 月 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局 監督課長

賃金時間課長

平成 17 年度ゆとり創造月間の実施について

標記月間については、平成元年 9 月 29 日付け基発第 528 号「ゆとり創造月間の実施について」に基づき実施してきたところであるが、本年度の「ゆとり創造月間」においても、引き続き、労働時間管理の適正化と賃金不払残業の解消を図ることを目的とした「賃金不払残業解消キャンペーン月間」を併せて実施することとしたので、各局においては、下記に留意の上、両月間の効果的な実施に努められたい。

なお、都道府県に対しては、別添のとおり、標記月間の実施についての協力を依頼しているので、実施に当たっては十分な連携を図られたい。

記

1 ゆとり創造月間について

(1) ゆとり創造月間のポスター及びリーフレットの活用について

上記通達別添 1「ゆとり創造月間実施要綱」の 3 の (2) については、ゆとり創造月間のポスター及びリーフレットを各局あてに送付するので、ポスターについては、局、署に掲示するとともに、都道府県、市町村、金融機関、百貨店、商店街等の協力を得て、その関係施設等に掲示するとともに、リーフレットについても、集団指導等の場において配布する等により有効に活用すること。

なお、本省においては、JR 各社及び社団法人公営交通事業協会等へのポスターの掲示依頼をすることとしているところであるが、各局においても、最寄りの駅等に対して、その掲示依頼に努めることとし、また、社団法人日本民営鉄道協会傘下の各企業に対しては、各局において掲示依頼すること。

(2) 労働時間短縮好事例表彰について

労働時間短縮好事例表彰については、地域の事情により、実施を希望する局において実施するものとして差し支えないこと。

(3) 長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウムの実施について

本月間中に社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）の北海道、宮城、東京、長野、愛知、大阪、徳島、佐賀及び鹿児島各支部において、長期休暇制度の導入に向けての気運の醸成を図ることを目的とした「長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウム」が労使関係者の参加の下に開催されるので、開催地の局においては、全基連支部と連携を図り、その積極的な広報活動に努める等効果的な開催に配慮すること。

また、シンポジウムのテーマとしては、「長期休暇制度の普及と定着」に併せて、「仕事と生活の調和の取れた働き方の実現」、「長時間にわたる時間外労働の是正」、「過重労働による健康障害の防止」、「年次有給休暇の取得促進」等を取り上げても差し支えないこと。

2 賃金不払残業解消キャンペーン月間（以下「キャンペーン月間」という。）について

(1) キャンペーン月間の周知について

地方公共団体等の広報誌の活用及び報道機関への積極的発表等によりキャンペーン月間の周知に努めること。

なお、キャンペーン月間のポスター及びリーフレットを各局あてに送付するので、上記1の(1)に準じて、その活用を図ること。

(2) 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（以下「賃金不払残業解消指針」という。）の周知について

局署が実施する各種の集団指導等の場において賃金不払残業解消指針の周知に努めるとともに、事業主団体等に対し賃金不払残業解消指針の周知に係る協力要請を行うこと。

(3) 全国一斉無料相談ダイヤルの実施について

全国一斉無料相談ダイヤルについては、平成17年11月23日に実施することとしていること。

別添

基 監 発第 0908003 号

基賃時発第 0908002 号

平成 17 年 9 月 8 日

都道府県労働主管部長 殿

厚生労働省労働基準局 監督課長

賃金時間課長

平成 17 年度ゆとり創造月間の実施について

標記月間については、平成元年 9 月 29 日付け労発第 206 号、基発第 528 号「ゆとり創造月間の実施について」により、都道府県労働局と連携をとられ、本月間の周知及び広報・啓発活動に関して、御協力をお願いしているところです。

本年度のゆとり創造月間の具体的な実施内容については、別添のとおり都道府県労働局長に対して指示したところですので、貴職におかれましても、ゆとり創造月間の趣旨を御理解の上、御協力をくださいますようお願いいたします。

(別添略)